



電気通信紛争処理委員会の概要

1. 電気通信紛争処理委員会の設置・組織

■委員会の設置

平成13年(2001年) 11月、電気通信事業法の改正により、電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する 専門的組織として設置 (⇒設置当初の名称は「電気通信事業紛争処理委員会」)

(紛争処理機能の拡充)

平成20年(2008年)4月 電波法の改正により、無線局の開設・変更に伴う混信等防止措置の協議が不調となった場合の委員会による

あっせん・仲裁の追加

平成23年(2011年)6月 放送法の改正により、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者との間における再放送同意の協議が 不関しなった。サースを、サームの公子号会による。また、サームの公子号会による。

不調となった場合の①委員会によるあっせん・仲裁や②裁定を委員会への諮問事項に追加 (⇒「電気通信紛争

処理委員会」に名称変更)

令和4年(2022年) 10月 電波法の改正により、携帯電話用周波数の再割当を行う場合において、事業者間の終了促進措置の協議が不調

となった場合の委員会によるあっせん・仲裁の追加

■委員·特別委員

● 委員会は、通信・放送事業者間の紛争事案を専門的に取り扱うため、委員5人をもって組織されている。

■ この委員の他にあっせん・仲裁に参与させ、または裁定や命令に係る諮問、大臣への勧告に係る審議については専門的見地から 調査審議させるため、特別委員を置いている。

電気通信紛争処理委員会

	委員	特別委員
人数	5人	— (現状8人)
職区分	非常勤特別職国家公務員(2人以内は常勤可)	非常勤一般職国家公務員
資格	電気通信事業、電波の利用又は放送の	の業務に関して優れた識見を有する者
任命	両議院の同意を得て、総務大臣が任命	総務大臣が任命
任期	3年(補欠は残任期間。再任可)	2年(再任可)
罷免	両議院の同意を得て可	_
議決権	あり	なし

事務局

○委員会の事務を処理するために、委員会に事務局を設置

○事務局は、通信・放送事業者の監督を担当する部局から独立し、専門性・中立性を確保

事務局長 (充て職) 参事官 (1人) 上席調査専門官 (2人) 調査専門官 (3人)

2. 委員会の機能

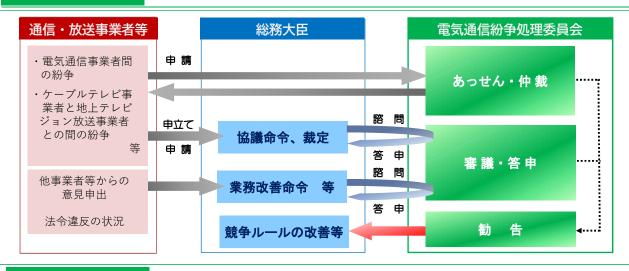
あっせん・仲裁

電気通信事業者間の接続や卸役務の契約等に関する紛争、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者との間の再放送の同意に関する紛争、無線局の開設・変更に伴う混信等防止措置に関する紛争等に対し、「あっせん」又は「仲裁」を実施。

諮問に対する 審議 · 答申 総務大臣が、電気通信事業法に基づく接続協定に関する協議命令や裁定、業務改善命令、放送法に基づく再放送の同意に関する裁定などの行政処分を行う際、**諮問を受け、審議・答申**。

勧告 告

あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、<u>競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告</u>。



相 談

事務局に相談窓口を設け、事業者等間の紛争等に関する相談に対応。

3. 紛争の種類と紛争処理手続

当事者	協議の内容	協議が不調のときの 紛争処理手続	
		委員会	総務大臣
電気通信事業者間	 電気通信設備の接続に関する協定 (電気通信事業法第154条第1項・第155条第1項) 電気通信設備の共用に関する協定 (電気通信事業法第156条第1項) 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定 (電気通信事業法第156条第1項) 卸電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第156条第2項) 	あっせん 仲裁	協議命令 又は 裁定(注)
	〇 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約 (電気通信事業法第157条第1項及び第3項)	あっせん 仲裁	-
コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間	○ コンテンツ配信事業等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の 提供に関する契約 (電気通信事業法第157条の2第1項及び第3項) (※)電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を 電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業 (電気通信事業法第164条第1項第3号)	あっせん 仲裁	-
ケーブルテレビ事業者と基 幹放送事業者との間	〇 地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送に係る同意 (放送法第142条第1項及び第3項)	あっせん 仲裁	裁定(注)
無線局(※)を開設・変更 しようとする者と他の無線 局(※)の免許人等との間	○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約 (電波法第27条の38第1項及び第4項)(※)電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする 無線局に限る(電波法第27条の38第1項)	あっせん 仲裁	-
認定開設者又は認定計画 に係る周波数を現に使用し ている無線局の免許人	O 終了促進措置に関する契約 (電波法第27条の38第2項及び第4項)	あっせん 仲裁	-

4. 事業者等相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者等向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等を幅広く行っている。

相談窓口 事業者等相談窓口とは?

- 相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではないため、 協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても受け付け。
- 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や、 「あっせんの手続(制度の概要や申請の方法等)を知りたい」等の問い合わせ についても幅広く受け付け。
- 相談は、無料・非公開。
- 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはない。

【相談専用電話】

TEL. 03-5253-5500

[電話受付時間]平日9:30~12:00/13:00~17:00

【相談専用メールアドレス】 soudan@ml.soumu.go.jp

